

平成16年度 財務定期監査結果に基づき講じた措置（事業所等）

(1) 収入に関する事務

施設訓練等支援費の請求を適正に行うべきもの

施設訓練等支援費の請求において、利用者が入院等をした場合の取扱いを誤ったため、収入が過少となっている事例が見受けられた。（保健福祉局）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

平成15年12月分（誤）5,269,700円を（正）5,272,200円に請求変更した。今後は取扱いを誤ることがないように徹底するとともに、確認の厳格化を図り、適正な事務処理を行なうよう改善の措置を講じた。

作業収入について、詳細な単価設定をすべきもの

授産施設における作業代金については、あらかじめ作業単価の設定を行い、これに基づいて請求を行っているが、一部の作業において単価設定がなされておらず、請負の都度単価が異なっている事例が見受けられた。（保健福祉局）

疑義のないよう、詳細な単価設定をおこなうべきである。

措置内容

単価設定をしていなかった作業について、各品目や金額等の大・小毎に単価設定を行い、その設定に基づき作業代金を決定する措置を講じた。

納入通知書を適正に発行すべきもの

行政財産の目的外使用許可にて自動販売機を設置させ、使用料および償還金を徴収しているが、許可書では使用料等の納期限を前期分と後期分それぞれで設定しているにもかかわらず、納入通知書は前期分と後期分を一括して作成していた。（環境局）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

平成16年度分から、納入通知書を前期分と後期分に分けて作成する措置を講じた。

委託公衆電話手数料の収納事務を適正に行うべきもの

学校園等に公衆電話を設置する場合、NTTとの契約に基づき、電話料金の収納事務を受託し、手数料の支払いをうけることとなる。これら手数料は、公金として適正に収納しなければならないが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

ア 受払簿が作成されていない事例（保健福祉局）

イ 電話料金の回収、手数料の調定を毎月行っていない事例（保健福祉局，教育委員会）

ウ 過剰投入金等が専用口座に滞留している事例（教育委員会）

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

- ア 公衆電話料金の受払簿を作成し管理するよう措置を講じた。(保健福祉局)
- イ 電話料金の回収、手数料について毎月適正に調定するよう改善の措置を講じた。(保健福祉局)
- イ 平成 16 年 4 月分から毎月適正に調定し、払い込むよう改善の措置を講じた。(教育委員会)
- ウ 専用口座に滞留している過剰投入金は、公金として収納した。以後、滞留しないように毎年度処理するよう措置を講じた。(教育委員会)

徴収した現金の収納を適正に行うべきもの

現金を徴収した際は、当日または翌日に指定金融機関へ払い込むこととされているが、数日分をまとめて払い込んでいる事例が見受けられた。(保健福祉局, 環境局)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

- ・数日分をまとめて支払うことなく、当日または翌日に指定金融機関へ払い込むことができるよう事務を再確認し、改善する措置を講じた。(保健福祉局)
- ・廃棄物処理手数料(一般私人分)については、平成 16 年 6 月 9 日以降、会計規則の規定どおり、収納日の翌日までに払い込みを行なう措置を講じた。(環境局)

領収証書の管理・取扱いを適正に行うべきもの

手数料等現金を収納する際、原則として出納員領収証書を発行するが、現金取扱上の事故を防止する観点から、領収証書の取扱いについては、特に厳正な事務処理が求められるところである。しかしながら、領収証書の取扱いにおいて以下のような改善を要する事例が見受けられた。

- ア 受払簿が作成されていない事例 (環境局)
- イ 原符を簿冊から切り離している事例 (保健福祉局)
- ウ 両面カーボンを使用していない事例 (保健福祉局)
- エ 使用しないこととした領収証書を適正に処理していない事例 (教育委員会)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

- ア 廃棄物処理手数料の領収証書の受払簿を平成 16 年 6 月 8 日に作成し、領収証書の管理を適正に行なう措置を講じた。(環境局)
- イ 原符を簿冊から切り離さないで処理することは困難であるため、領収証書使用簿を新たに作成するよう改善の措置を講じた。(保健福祉局)
- ウ 両面カーボンの使用が徹底されるよう事務処理を確認することで改善の措置を講じた。(保健福祉局)
- エ 使用しないこととした領収証書は、斜線を引くなどの使用不可能とする措置を講じた。(教育委員会)

手数料を速やかに納入させるべきもの

廃棄物処理手数料の収納については、原則として搬入月の翌月末を納期限と定め納入通知書により納付させているが、収納が遅延している事例が見受けられた。(環境局)

納期限内に納入させるべきである。

措置内容

納期限までに納入されていない事例については、督促状を送付し、また、滞納業者については、滞納分の納付及び今後の納期限厳守について強く個別指導する措置を講じた。

償還金を速やかに納入させるべきもの

社会福祉施設において入所者以外に給食を提供した場合に請求する食費償還金及び授産施設での作業代金については、納期限を定め納入通知書により納付させているが、収納が遅延している事例が見受けられた。(保健福祉局)

納期限内に納入させるべきである。

措置内容

指摘のあった食費償還金及び授産施設作業代金については平成 16 年 5 月 14 日に収納するとともに、今後は遅延が生じないように適切な催告を行なうよう、改善の措置を講じた。

(2) 支出に関する事務

物品購入等にあたり、見積もり合わせを行うべきもの

物品購入やその他請負契約を締結しようとする場合、なるべく 2 者以上から見積りを徴しなければならないとされているが、見積り合わせを行わず業者を選定している事例が見受けられた。(保健福祉局, 教育委員会)

適正な事務処理を行うべきである

措置内容

- ・今後、パーソナルコンピュータ等の物品購入については、見積もり合わせのうえ購入するよう改善の措置を講じた。(保健福祉局)
- ・物品購入やその他請負契約を締結する場合は、2 者以上から見積もりを徴し、複数業者の見積書に基づき決裁するよう措置を講じた。(教育委員会)

備品購入事務を適正に行うべきもの

物品会計規則事務取扱要綱により、椅子・机類については、金額に関係なく備品購入費で購入すべきとされているが、消耗品費で購入している事例が見受けられた。(教育委員会)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

平成 16 年度以降の物品購入に関しては、学校財務事務処理要領の財産管理事務の内容に基づき、消耗品・備品の区別を明確にし、職員に周知徹底させる措置を講じた。

単価契約事務において、経理契約すべきもの
検査用ガス類購入契約事務において、年間の支出予定額では本来経理契約すべきところ、所
長決裁により専決契約している事例がみうけられた。 (保健福祉局)
適正な事務処理をおこなうべきである。

措置内容

平成 17 年度から経理契約をするよう改める。

近距離旅費の支払いを適正に行うべきもの
学校市費職員の市内出張に伴う近距離旅費支払い事務において、以下のような改善を要する
事例が見受けられた。 (教育委員会)
ア 旅行命令簿の経路より高額な経路を旅費明細書に記入していたため、過払いとなっている
事例
イ 旅費明細書転記もれのため未支給となっている事例
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

ア．過払い分は納付書による戻入を行った。今後は、複数の経路がある場合は、合理的かつ
経済的な経路で統一する措置を講じた。
イ．未支給分は該当職員に支給した。今後は、毎月、旅行命令簿と旅費明細書の照合の徹底
を行う措置を講じた。

前渡金の支払い及び精算を適正に行うべきもの
講習会受講料等の前渡金支出において、以下のような改善を要する事例が見受けられた。
ア 事務処理が遅れたため、職員が立替払いの手続きをせずに立替をおこなっている事例
(環境局)
イ 用務終了後 5 日以内に精算が行われていない事例 (環境局, 教育委員会)
ウ 当初予定されていた用務日が大幅に変更になったにもかかわらず、長期間精算を行って
いない事例 (環境局)
適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

ア 用務日に間に合うように事務処理スケジュールをたて、やむを得ず立替払いを行なう場合
には、立替払いの手続きをする措置を講じた (環境局)
イ 前渡金整理簿を作成し、前渡金受領から精算までの一連管理の措置を講じた。(環境局)
イ 資金前渡した場合は、用務終了後 5 日以内に前渡金支払精算を行う措置を講じた。(教育委
員会)
ウ 用務日が大幅に変更になった場合は、一旦戻入を行ない、改めて変更後の用務日による支
出手続を行なう措置を講じた。(環境局)

学校園運営特別教育活動費の支出を適正に行うべきもの

学校園運営特別教育活動費は地域との協調を図りながら学校園の円滑な運営を促すことを目的として支出が認められているが、事前に予定されている学校行事に要する経費を学校園運営特別教育活動費から支出している事例が見受けられた。 (教育委員会)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

学校園運営特別教育活動費を執行する際には、内容を執行要領に照らし合わせ、調査・確認のうえ、正確に処理する措置を講じた。

学校園運営費前渡金の支出を適正に行うべきもの

学校財務会計事務処理要領によれば1件1万円以上の支払いは、一般支払いすべきとされている。しかし、学校園運営費前渡金で、同じ日に同一業者から物品を合計1万円以上購入している事例がみうけられた。 (教育委員会)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

1万円以上の物品については一般支払で購入するよう徹底し、学校園運営費前渡金で執行する際には職員が事前に事務職員、管理職に連絡し、同じ日に同一業者への支出が1万円を超えないようにする措置を講じた。

学校園運営特別教育活動費及び緊急連絡タクシー代の支出を適正に行うべきもの

学校園運営特別教育活動費及び緊急連絡タクシー代の前渡金において、以下のような改善を要する事例が見受けられた。 (教育委員会)

ア 長期間職員による立替がなされている事例

前渡金は適切な時期に出金し、その前渡金を用いて支払うべきである。

イ 全額現金で保管・管理している事例

当面使用しない現金は極力金融機関の預金により保管・管理するべきである。

措置内容

資金前渡の趣旨に基づき立替払いは極力避け、前渡金は適切な時期に適切な額を出金し、前渡金を用いて支出する措置を講じた。やむを得ず立替払いを行う場合も、すみやかに精算する措置を講じた。

(3) 財産管理に関する事務

行政財産の目的外使用許可を適正に行うべきもの

地域の祭り等の行事において学校施設を使用させる場合は、学校施設目的外使用許可の手続きをとらなければならないが、一部の行事において手続きがなされていない事例が見受けられた。 (教育委員会)

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

使用許可の手続きについて行事の実行委員会等に提出を周知徹底するとともに、学校においても手続きの漏れがないよう、確認を徹底する措置を講じた。

備品の管理を適正に行うべきもの

備品は備品管理簿に記載し、適正に保管、管理することとされているが、以下のような改善を要する事例が見受けられた。 (保健福祉局)

ア 保管転換や購入した備品が備品台帳に記載されていない事例

イ 物品不用決定兼処分決議書の確認印が押印されていない事例

適正な事務処理を行うべきである。

措置内容

ア 指摘のあった備品については、速やかに台帳に登載した。また、今後は台帳登載を漏れなく正確にするよう改善の措置を講じた。

イ 指摘のあった備品については、速やかに払出記録(専決)欄に追記のうえ物品出納員及び立会の押印後、物品管理者の確認を受けた。

今後、物品処分後の事務処理に漏れがないがないよう、事務の再確認を行なうことで改善の措置を講じた。

有価証券類の管理を適正に行うべきもの

プリペイドカード、回数券、郵便切手等有価証券の管理において、以下のような改善を要する事例が見受けられた。

ア 管理簿を作成していない事例 (保健福祉局,教育委員会)

イ 管理簿に記載せず使用している事例 (教育委員会)

有価証券類の管理にあたっては、現金に準じて取り扱うこととされており、管理簿を作成し、受払の都度記載し、適宜物品管理者が確認を行い、適正に管理するべきである。

措置内容

ア 現在は管理簿を作成し正確に記入するよう改善の措置を講じた。(保健福祉局)

ア 管理簿を作成し、適正に管理する措置を講じた。(教育委員会)

イ 有価証券類の購入後は、その都度記載する措置を講じた。(教育委員会)